

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月21日

【中間会計期間】 第193期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社 百五銀行

【英訳名】 The Hyakugo Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 前 田 肇

【本店の所在の場所】 三重県津市岩田21番27号

【電話番号】 059(227)2151(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 杉 浦 雅 和

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目2番6号
株式会社 百五銀行東京事務所

【電話番号】 03(3275)0361

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 松 岡 正 憲

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社百五銀行東京営業部
(東京都中央区日本橋一丁目2番6号)

株式会社百五銀行名古屋支店
(名古屋市中区栄二丁目9番3号)

(注) 東京営業部は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度 中間連結 会計期間	平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	43,974	43,614	47,084	91,675	89,004
連結経常利益	百万円	9,173	10,397	7,932	20,649	17,354
連結中間純利益	百万円	5,154	5,707	3,495	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	11,526	9,680
連結純資産額	百万円	228,762	251,122	259,527	244,707	265,343
連結総資産額	百万円	3,791,880	3,944,597	3,991,823	3,844,274	3,991,276
1株当たり純資産額	円	878.27	944.51	975.11	938.95	997.91
1株当たり中間純利益	円	19.79	21.90	13.41	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	44.03	37.15
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	19.78	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	—	6.23	6.36	—	6.51
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.01	10.31	10.81	10.03	10.89
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	20,398	△54,622	△11,167	5,990	△80,623
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△20,784	29,184	△37,489	△45,553	44,104
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△766	14,054	△958	△1,523	13,186
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	165,675	114,366	52,802	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	125,748	102,419
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,692 [1,043]	2,677 [1,130]	2,740 [1,213]	2,625 [1,073]	2,618 [1,162]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 4 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- 5 平成18年度中間連結会計期間及び平成19年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益並びに平成17年度及び平成18年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式がないので記載しておりません。
- 6 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 7 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
- なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第191期中	第192期中	第193期中	第191期	第192期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	37,692	37,123	40,759	79,017	76,062
経常利益	百万円	8,370	9,710	7,240	19,091	16,113
中間純利益	百万円	5,027	5,661	3,412	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	11,193	9,483
資本金	百万円	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
発行済株式総数	千株	261,225	261,225	261,225	261,225	261,225
純資産額	百万円	227,226	244,263	251,946	242,949	258,015
総資産額	百万円	3,767,376	3,919,809	3,966,148	3,819,221	3,966,447
預金残高	百万円	3,269,106	3,375,763	3,436,784	3,317,954	3,459,347
貸出金残高	百万円	2,024,967	2,139,494	2,189,653	2,061,044	2,148,322
有価証券残高	百万円	1,421,110	1,413,282	1,428,689	1,461,020	1,411,483
1株当たり配当額	円	3.00	3.50	3.50	6.50	7.00
自己資本比率	%	—	6.23	6.35	—	6.50
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.82	10.11	10.60	9.83	10.69
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,215 [876]	2,190 [980]	2,248 [1,076]	2,158 [914]	2,144 [1,012]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」については、中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

4 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

5 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業	リース業	その他の事業	合計
従業員数(人)	2,579 [1,191]	27 [5]	134 [17]	2,740 [1,213]

- (注) 1 従業員数は、就業人員数であり、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員1,242人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	2,248 [1,076]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、就業人員数であり、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員1,104人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3 当行の従業員組合は、百五銀行従業員組合と称し、組合員数は1,932人です。
労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当行は「信用を大切に社会をささえます。」、「公明正大で責任ある経営をします。」、「良識ある社会人として誠実に行動します。」の3つの企業理念に基づき、健全な金融活動を通じて信頼し合える社会づくりに努めるとともに、お客さま本位の経営を推進しております。

また、お客さまの多様なニーズにお応えしうる商品・サービス・情報等を、グループ各社とともに迅速にご提供することによって、お客さまに信頼され、最高の「満足」を感じていただける銀行を目指しております。

・業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、企業部門につきましては、安定した国内民間需要や輸出の増加を背景とした売上高の増加により、企業収益が改善し、設備投資も昨年度より減速感はあるものの、増加基調が続きました。また、家計部門につきましては、雇用環境の改善が続いていることなどから、個人消費は底堅く推移しました。原油価格の高騰やサブプライム住宅ローン問題などがあったものの、好調な企業部門に牽引され、景気は緩やかながら拡大を続けました。

このような状況下、当行の主要基盤である三重県経済につきましては、好調な輸出を背景として企業部門の生産活動が全国平均を大きく上回ったほか、個人消費も堅調に推移しました。

このような経済情勢のなかで、当行の連結ベースでの業績は次のようになりました。

預金および譲渡性預金は公金預金等が減少したものの、個人預金が増加した結果、当中間連結会計期間末残高は3兆5,333億円となり、前連結会計年度末に比べ14億円増加いたしました。

貸出金は景気の緩やかな拡大に伴い法人向け貸出が堅調に推移したことなどから、当中間連結会計期間末残高は2兆1,847億円となり、前連結会計年度末に比べ416億円増加いたしました。

また、有価証券の当中間連結会計期間末残高は1兆4,283億円となり、前連結会計年度末に比べ171億円増加いたしました。

損益状況につきましては、経常収益は貸出金利回りの上昇に伴い資金運用収益が増加したことなどから、前中間連結会計期間に比べ34億69百万円増加し、470億84百万円となりました。

一方、経常費用は預金金利回りの上昇に伴い資金調達費用が増加したことや不良債権処理費用が増加したことなどから、前中間連結会計期間に比べ59億34百万円増加し、391億51百万円となりました。

この結果、経常利益は前中間連結会計期間に比べ24億64百万円減少し、79億32百万円となりました。

また、中間純利益は役員退職慰労引当金および睡眠預金払戻損失引当金の過年度相当額を特別損失に計上したことなどから、前中間連結会計期間に比べ22億11百万円減少し、34億95百万円となりました。

事業の種類別の損益状況は、銀行業において経常収益は406億29百万円、経常費用は333億70百万円となり、経常利益は前中間連結会計期間に比べ24億30百万円減少し72億58百万円となりました。リース業において経常収益は56億79百万円、経常費用は53億92百万円となり、経常利益は前中間連結会計期間に比べ1億1百万円減少し2億86百万円となりました。また、その他の事業において経常収益は16億72百万円、経常費用は13億68百万円となり、経常利益は前中間連結会計期間に比べ52百万円減少し3億4百万円となりました。

・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は、営業活動によるキャッシュ・フローが、貸出金の増加などにより111億67百万円のマイナス（前中間連結会計期間比434億55百万円増加）、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出などにより374億89百万円のマイナス（前中間連結会計期間比666億74百万円減少）、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払などにより9億58百万円のマイナス（前中間連結会計期間比150億13百万円減少）となりました。

この結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は前連結会計年度末に比べ496億17百万円減少し、528億2百万円となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、国内業務部門で前中間連結会計期間比2億59百万円増加して239億66百万円、国際業務部門で前中間連結会計期間比11億59百万円減少して23億42百万円、合計で前中間連結会計期間比8億99百万円減少して263億8百万円となりました。役務取引等収支は、国内業務部門で前中間連結会計期間比3億44百万円増加して47億14百万円、国際業務部門で前中間連結会計期間比6百万円増加して53百万円、合計で前中間連結会計期間比3億51百万円増加して47億67百万円となりました。その他業務収支は、国内業務部門で前中間連結会計期間比47百万円増加して9億45百万円、国際業務部門で前中間連結会計期間比1億43百万円減少して△13億9百万円、合計で前中間連結会計期間比95百万円減少して△3億63百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	23,706	3,501	—	27,208
	当中間連結会計期間	23,966	2,342	—	26,308
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	25,944	4,293	108	30,130
	当中間連結会計期間	29,218	3,331	424	32,125
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	2,237	791	108	2,921
	当中間連結会計期間	5,251	989	424	5,817
役務取引等収支	前中間連結会計期間	4,370	46	—	4,416
	当中間連結会計期間	4,714	53	—	4,767
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	5,828	72	—	5,900
	当中間連結会計期間	6,240	71	—	6,312
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,458	25	—	1,484
	当中間連結会計期間	1,526	18	—	1,544
その他業務収支	前中間連結会計期間	897	△1,165	—	△268
	当中間連結会計期間	945	△1,309	—	△363
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	6,584	6	—	6,590
	当中間連結会計期間	6,568	125	—	6,694
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	5,686	1,171	—	6,858
	当中間連結会計期間	5,623	1,434	—	7,058

- (注) 1 国内業務部門は当行の国内店及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
- 2 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間4百万円、当中間連結会計期間9百万円)を控除して表示しております。
- 3 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達の状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定は、コールローン及び買入手形や貸出金を中心に平均残高(相殺消去後)は前中間連結会計期間比1,040億円増加して3兆6,966億円、利回りは前中間連結会計期間比0.06%上昇して1.73%となりました。このうち国内業務部門においては、平均残高は前中間連結会計期間比1,110億円増加して3兆6,630億円、利回りは前中間連結会計期間比0.14%上昇して1.59%となりました。国際業務部門においては、平均残高は前中間連結会計期間比304億円減少して2,797億円、利回りは前中間連結会計期間比0.39%低下して2.37%となりました。

一方、資金調達勘定は預金を中心に平均残高(相殺消去後)は前中間連結会計期間比928億円増加して3兆5,909億円、利回りは前中間連結会計期間比0.16%上昇して0.32%となりました。このうち国内業務部門においては、平均残高は前中間連結会計期間比1,036億円増加して3兆5,621億円、利回りは前中間連結会計期間比0.17%上昇して0.29%となりました。国際業務部門においては、平均残高は前中間連結会計期間比340億円減少して2,748億円、利回りは前中間連結会計期間比0.20%上昇して0.71%となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	3,551,945	25,944	1.45
	当中間連結会計期間	3,663,042	29,218	1.59
うち貸出金	前中間連結会計期間	2,109,950	19,128	1.80
	当中間連結会計期間	2,159,168	21,344	1.97
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	657	0	0.21
	当中間連結会計期間	590	0	0.29
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,049,799	6,397	1.21
	当中間連結会計期間	1,039,092	6,643	1.27
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	37,701	30	0.16
	当中間連結会計期間	131,554	356	0.54
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	818	0	0.02
	当中間連結会計期間	425	0	0.11
資金調達勘定	前中間連結会計期間	3,458,547	2,237	0.12
	当中間連結会計期間	3,562,149	5,251	0.29
うち預金	前中間連結会計期間	3,308,509	907	0.05
	当中間連結会計期間	3,411,565	4,235	0.24
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	116,532	69	0.11
	当中間連結会計期間	108,982	307	0.56
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	6,218	3	0.12
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	33,189	254	1.52
	当中間連結会計期間	33,243	270	1.62

(注) 1 国内業務部門は当行の国内店及び連結子会社の円建取引であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間19,201百万円、当中間連結会計期間18,606百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間7,998百万円、当中間連結会計期間6,802百万円)及び利息(前中間連結会計期間4百万円、当中間連結会計期間9百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	310,175	4,293	2.76
	当中間連結会計期間	279,729	3,331	2.37
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,195	35	5.88
	当中間連結会計期間	1,368	40	5.91
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	303,359	4,107	2.70
	当中間連結会計期間	270,084	3,107	2.29
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	5,237	133	5.07
	当中間連結会計期間	5,956	161	5.39
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	928	2	0.60
資金調達勘定	前中間連結会計期間	308,931	791	0.51
	当中間連結会計期間	274,858	989	0.71
うち預金	前中間連結会計期間	24,013	382	3.18
	当中間連結会計期間	22,445	400	3.56
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	4,926	126	5.11
	当中間連結会計期間	2,645	71	5.36
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	10,473	151	2.87
	当中間連結会計期間	3,613	71	3.94
うちコマース・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1 国際業務部門は当行の国内店の外貨建取引であります。ただし、円建非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間57百万円、当中間連結会計期間52百万円)を控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	3,862,121	269,462	3,592,658	30,238	108	30,130	1.67
	当中間連結会計期間	3,942,771	246,095	3,696,676	32,550	424	32,125	1.73
うち貸出金	前中間連結会計期間	2,111,145	—	2,111,145	19,163	—	19,163	1.81
	当中間連結会計期間	2,160,536	—	2,160,536	21,384	—	21,384	1.97
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	657	—	657	0	—	0	0.21
	当中間連結会計期間	590	—	590	0	—	0	0.29
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,353,159	—	1,353,159	10,504	—	10,504	1.54
	当中間連結会計期間	1,309,176	—	1,309,176	9,750	—	9,750	1.48
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	42,939	—	42,939	163	—	163	0.76
	当中間連結会計期間	137,511	—	137,511	518	—	518	0.75
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	818	—	818	0	—	0	0.02
	当中間連結会計期間	1,354	—	1,354	3	—	3	0.44
資金調達勘定	前中間連結会計期間	3,767,479	269,462	3,498,016	3,029	108	2,921	0.16
	当中間連結会計期間	3,837,008	246,095	3,590,912	6,241	424	5,817	0.32
うち預金	前中間連結会計期間	3,332,522	—	3,332,522	1,290	—	1,290	0.07
	当中間連結会計期間	3,434,010	—	3,434,010	4,636	—	4,636	0.26
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	116,532	—	116,532	69	—	69	0.11
	当中間連結会計期間	108,982	—	108,982	307	—	307	0.56
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	11,145	—	11,145	130	—	130	2.33
	当中間連結会計期間	2,645	—	2,645	71	—	71	5.36
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	10,473	—	10,473	151	—	151	2.87
	当中間連結会計期間	3,613	—	3,613	71	—	71	3.94
うち コマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	33,189	—	33,189	254	—	254	1.52
	当中間連結会計期間	33,243	—	33,243	270	—	270	1.62

(注) 1 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息であります。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間19,259百万円、当中間連結会計期間18,659百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間7,998百万円、当中間連結会計期間6,802百万円)及び利息(前中間連結会計期間4百万円、当中間連結会計期間9百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

[次へ](#)

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、前中間連結会計期間比4億12百万円増加して63億12百万円となりました。このうち国内業務部門においては、証券関連業務を中心に前中間連結会計期間比4億12百万円増加して62億40百万円、国際業務部門においては、前中間連結会計期間比微減の71百万円となりました。一方、役務取引等費用につきましては、国内業務部門で前中間連結会計期間比67百万円増加して15億26百万円、国際業務部門で前中間連結会計期間比7百万円減少して18百万円、合計で前中間連結会計期間比60百万円増加して15億44百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	5,828	72	5,900
	当中間連結会計期間	6,240	71	6,312
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	819	—	819
	当中間連結会計期間	806	—	806
うち為替業務	前中間連結会計期間	1,944	60	2,004
	当中間連結会計期間	1,872	62	1,934
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	1,088	—	1,088
	当中間連結会計期間	1,337	—	1,337
うち代理業務	前中間連結会計期間	238	—	238
	当中間連結会計期間	209	—	209
うち保護預り・ 貸金庫業務	前中間連結会計期間	68	—	68
	当中間連結会計期間	69	—	69
うち保証業務	前中間連結会計期間	73	11	84
	当中間連結会計期間	67	9	76
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,458	25	1,484
	当中間連結会計期間	1,526	18	1,544
うち為替業務	前中間連結会計期間	317	25	343
	当中間連結会計期間	313	18	332

(注) 国内業務部門は当行の国内店及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	3,339,913	32,012	3,371,926
	当中間連結会計期間	3,414,323	18,878	3,433,201
うち流動性預金	前中間連結会計期間	1,671,202	—	1,671,202
	当中間連結会計期間	1,683,364	—	1,683,364
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1,639,424	—	1,639,424
	当中間連結会計期間	1,715,118	—	1,715,118
うちその他	前中間連結会計期間	29,287	32,012	61,300
	当中間連結会計期間	15,840	18,878	34,719
譲渡性預金	前中間連結会計期間	113,430	—	113,430
	当中間連結会計期間	100,102	—	100,102
総合計	前中間連結会計期間	3,453,344	32,012	3,485,357
	当中間連結会計期間	3,514,425	18,878	3,533,304

(注) 1 国内業務部門は当行の国内店及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金＋定期積金

(5) 貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	2,134,086	100.00	2,184,772	100.00
製造業	347,950	16.30	360,821	16.52
農業	3,315	0.15	3,738	0.17
林業	5,948	0.28	5,055	0.23
漁業	3,887	0.18	3,756	0.17
鉱業	3,030	0.14	5,454	0.25
建設業	101,959	4.78	103,056	4.72
電気・ガス・熱供給・水道業	21,727	1.02	23,250	1.06
情報通信業	16,428	0.77	17,900	0.82
運輸業	102,271	4.79	99,687	4.56
卸売・小売業	288,865	13.54	283,647	12.98
金融・保険業	89,417	4.19	105,989	4.85
不動産業	186,123	8.72	185,151	8.48
各種サービス業	251,943	11.81	266,073	12.18
地方公共団体	161,080	7.55	167,402	7.66
その他	550,137	25.78	553,784	25.35
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	2,134,086	—	2,184,772	—

(注) 「国内」とは当行の国内店及び連結子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等に対する債権残高はありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	323,646	—	323,646
	当中間連結会計期間	335,061	—	335,061
地方債	前中間連結会計期間	213,696	—	213,696
	当中間連結会計期間	212,407	—	212,407
短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
社債	前中間連結会計期間	395,259	—	395,259
	当中間連結会計期間	429,114	—	429,114
株式	前中間連結会計期間	172,926	—	172,926
	当中間連結会計期間	173,931	—	173,931
その他の証券	前中間連結会計期間	14,534	292,965	307,500
	当中間連結会計期間	13,442	264,383	277,825
合計	前中間連結会計期間	1,120,063	292,965	1,413,029
	当中間連結会計期間	1,163,957	264,383	1,428,340

(注) 1 国内業務部門は当行の国内店及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

[次へ](#)

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	29,975	29,322	△653
経費(除く臨時処理分)	20,554	20,716	161
人件費	11,175	11,366	190
物件費	8,326	8,311	△15
税金	1,052	1,038	△13
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	9,420	8,605	△815
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	9,420	8,605	△815
一般貸倒引当金繰入額	△1,744	△625	1,119
業務純益	11,165	9,231	△1,934
うち債券関係損益	△342	△750	△408
臨時損益	△1,454	△1,990	△536
株式関係損益	158	48	△109
不良債権処理損失	2,288	3,946	1,658
貸出金償却	—	—	—
個別貸倒引当金繰入額	2,288	3,578	1,290
その他の債権売却損等	—	368	368
その他臨時損益	675	1,907	1,231
経常利益	9,710	7,240	△2,470
特別損益	△338	△1,638	△1,299
うち固定資産処分損益	△338	△758	△419
うち減損損失	—	0	0
うち役員退職慰労引当金繰入額(過年度分)	—	543	543
うち睡眠預金払戻損失引当金繰入額(過年度分)	—	336	336
税引前中間純利益	9,371	5,601	△3,770
法人税、住民税及び事業税	1,744	2,034	290
法人税等調整額	1,966	154	△1,811
中間純利益	5,661	3,412	△2,248

(注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役員取引等収支＋その他業務収支

2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

6 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

[前へ](#)

[次へ](#)

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.45	1.59	0.14
(イ)貸出金利回	1.79	1.96	0.17
(ロ)有価証券利回	1.24	1.29	0.05
(2) 資金調達原価 ②	1.29	1.43	0.14
(イ)預金等利回	0.05	0.25	0.20
(ロ)外部負債利回	1.48	1.98	0.50
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.16	0.16	—

- (注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	7.71	6.73	△0.98
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	7.71	6.73	△0.98
業務純益ベース	9.14	7.22	△1.92
中間純利益ベース	4.63	2.66	△1.97

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	3,375,763	3,436,784	61,020
預金(平残)	3,335,596	3,437,689	102,093
貸出金(未残)	2,139,494	2,189,653	50,159
貸出金(平残)	2,116,340	2,165,579	49,239

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	2,618,738	2,705,741	87,003
法人	622,341	620,152	△2,188
合計	3,241,079	3,325,893	84,814

- (注) 1 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。
2 「法人」には「公金」及び「金融機関」は含まれておりません。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	513,789	519,719	5,930
住宅ローン残高	438,226	450,990	12,764
その他ローン残高	75,563	68,729	△6,834

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	1,467,013	1,474,527	7,513
総貸出金残高	② 百万円	2,139,494	2,189,653	50,159
中小企業等貸出金比率	①/② %	68.56	67.34	△1.22
中小企業等貸出先件数	③ 件	131,025	128,694	△2,331
総貸出先件数	④ 件	131,528	129,196	△2,332
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.61	99.61	—

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	4	17	3	15
信用状	186	1,118	180	955
保証	5,174	47,143	4,800	46,132
計	5,364	48,279	4,983	47,103

[前へ](#)

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	20,000	20,000
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	7,585	7,605
	利益剰余金	141,271	146,906
	自己株式(△)	401	433
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	912	911
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	4,947	5,404
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	172,490	178,570
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	3,685	3,688
	一般貸倒引当金	11,375	10,248
	負債性資本調達手段等	32,000	32,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	32,000	32,000
	計	47,061	45,937
うち自己資本への算入額 (B)	47,061	45,937	
控除項目	控除項目(注4) (C)	101	590
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	219,450	223,917
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,070,907	1,865,857
	オフ・バランス取引等項目	55,632	84,949
	信用リスク・アセットの額(注5) (E)	2,126,539	1,950,807
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	—	119,525
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	9,562
計 (E)+(F) (H)	2,126,539	2,070,333	
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		10.31	10.81
(参考) Tier 1比率=A/H×100(%)		—	8.62

- (注) 1 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
- 5 「信用リスク・アセットの額」は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」の合計であります。

[前へ](#)

[次へ](#)

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	20,000	20,000
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	7,557	7,557
	その他資本剰余金	27	29
	利益準備金	17,377	17,377
	その他利益剰余金	122,083	127,484
	その他	—	—
	自己株式(△)	355	433
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	912	911
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	165,779	171,103
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	3,685	3,688
	一般貸倒引当金	11,188	10,208
	負債性資本調達手段等	32,000	32,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	32,000	32,000	
計	46,874	45,897	
うち自己資本への算入額 (B)	46,874	45,897	
控除項目	控除項目(注4) (C)	101	590
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	212,552	216,410
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,046,427	1,841,095
	オフ・バランス取引等項目	55,631	84,927
	信用リスク・アセットの額(注5) (E)	2,102,059	1,926,023
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	—	114,607
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	9,168
計 (E)+(F) (H)	2,102,059	2,040,631	
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		10.11	10.60
(参考) Tier 1比率=A/H×100(%)		—	8.38

(注) 1 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

5 「信用リスク・アセットの額」は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」の合計であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものがあります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権のうち、上記1及び2に掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10,934	8,028
危険債権	45,755	56,364
要管理債権	24,062	22,295
正常債権	2,110,228	2,172,054

(注) 債権のうち外国為替、未収利息及び仮払金については、資産の自己査定基準に基づき、債務者区分を行っているものを対象としております。

[前へ](#)

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

金融界全体で再編、統合が進み、株式会社ゆうちょ銀行の誕生や異業種からの参入が相次ぐなど経営環境が厳しさを増すなかで、当行は地域のお客さまとともに発展し、「真にお客さまから頼りにされる銀行」となることをめざし、本年4月から中期経営計画「温故革新2009」に取り組んでおります。この計画では、「“攻め”と“スピード”」を行動指針とし、営業力の強化、愛知県戦略の強化、チャネル利便性の向上、商品力の強化などを基本戦略に掲げ、当行の伝統的な良さや強みを大切にする一方、収益性や経営効率の向上に向け、新しい分野、新しい業務に積極的に取り組んでまいります。

本年5月から日本ユニシス株式会社と共同開発した次世代オープン勘定系システム「Bank Vision」の稼動が始まり、すでに多様な新サービスを開始しておりますが、今後も新システムの強みを活かした商品やサービスをタイムリーに提供することで、お客さまのニーズにお応えしてまいります。

また、これまで愛知県内においては、12か店の体制で営業を行ってまいりましたが、営業基盤および業容の一層の拡大を図るため、来年の春に刈谷支店、春日井支店を新設することといたしました。引き続き、店舗網の一層の充実に努めてまいります。

一方、グループ各社においても積極的に業務革新を行い、百五グループ全体としてより質の高い多角的な金融サービスの提供に努めることによって、総合力の強化をはかっております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額(百万円)		資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行	—	刈谷支店	愛知県 刈谷市	新設	店舗	159	—	自己資金	平成19年 12月	平成20年 4月
	—	春日井支店	愛知県 春日井市	新設	店舗	185	—	自己資金	平成20年 1月	平成20年 5月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

リース業、その他の事業については該当ありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	396,000,000
計	396,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	261,225,000	同左	名古屋証券取引所 (市場第1部) 東京証券取引所 (市場第1部)	—
計	261,225,000	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	261,225	—	20,000,000	—	7,557,604

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	12,661	4.84
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	8,393	3.21
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 信託口	東京都港区浜松町二丁目11番3号	8,052	3.08
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目7番3号	7,230	2.76
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 信託口	東京都中央区晴海一丁目8番11号	4,679	1.79
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー 505019 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決済 業務室)	AIB INTERNATIONAL CENTRE P.O. BOX 518 IFSC DUBLIN, IRELAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	3,990	1.52
百五銀行従業員持株会	三重県津市岩田21番27号	3,988	1.52
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 トヨタ自動車口	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3,986	1.52
清水建設株式会社	東京都港区芝浦一丁目2番3号	3,930	1.50
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	3,836	1.46
計	—	60,746	23.25

(注) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口の特株数3,986千株は、トヨタ自動車株式会社が同信託銀行へ退職
給付信託設定した信託財産です。信託契約上当該株式の議決権はトヨタ自動車株式会社が留保しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 704,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 257,993,000	257,993	—
単元未満株式	普通株式 2,528,000	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	261,225,000	—	—
総株主の議決権	—	257,993	—

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、43千株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が43個含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社百五銀行	三重県津市岩田21番27号	704,000	—	704,000	0.26
計	—	704,000	—	704,000	0.26

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	798	838	845	838	819	723
最低(円)	746	786	800	749	658	613

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

3 【役員の状況】

- (1) 新任役員
該当ありません。
- (2) 退任役員
該当ありません。
- (3) 役職の異動
該当ありません。

第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、みずず監査法人及び五十鈴監査法人の監査を受け、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人及び五十鈴監査法人の監査を受けております。

なお、当行の監査人は次のとおり交代しております。

平成18年度中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び第192期中間会計期間の中間財務諸表
みずず監査法人及び五十鈴監査法人

平成19年度中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び第193期中間会計期間の中間財務諸表
あずさ監査法人及び五十鈴監査法人

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		115,066	2.92	53,181	1.33	102,788	2.58
コールローン及び買入手形		76,869	1.95	113,671	2.85	127,381	3.19
買入金銭債権		82,973	2.10	86,859	2.18	83,371	2.09
商品有価証券		727	0.02	538	0.01	796	0.02
金銭の信託		7,758	0.20	8,061	0.20	8,381	0.21
有価証券	※1,7 14	1,413,029	35.82	1,428,340	35.78	1,411,211	35.36
貸出金	※2,3 4,5 6,8	2,134,086	54.10	2,184,772	54.73	2,143,115	53.69
外国為替	※6	449	0.01	716	0.02	448	0.01
その他資産	※2,3 4,5 7	39,407	1.00	40,108	1.01	38,165	0.96
有形固定資産	※9, 10,11	50,930	1.29	52,016	1.30	51,489	1.29
無形固定資産		4,636	0.12	5,992	0.15	5,618	0.14
繰延税金資産		710	0.02	962	0.02	867	0.02
支払承諾見返		48,279	1.22	47,103	1.18	47,182	1.18
貸倒引当金		△30,327	△0.77	△30,502	△0.76	△29,544	△0.74
資産の部合計		3,944,597	100.00	3,991,823	100.00	3,991,276	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※7	3,371,926	85.48	3,433,201	86.01	3,455,573	86.58
譲渡性預金		113,430	2.88	100,102	2.51	76,299	1.91
コールマネー及び売渡手形		12,397	0.31	1,154	0.03	6,853	0.17
債券貸借取引受入担保金	※7	12,605	0.32	—	—	—	—
借入金	※7, 12	33,379	0.85	33,324	0.83	33,329	0.84
外国為替		56	0.00	88	0.00	27	0.00
社債	※13	15,000	0.38	15,000	0.38	15,000	0.38
その他負債	※7	44,595	1.13	56,828	1.42	41,414	1.04
賞与引当金		200	0.01	193	0.00	200	0.00
役員賞与引当金		—	—	—	—	55	0.00
退職給付引当金		5,971	0.15	5,887	0.15	6,022	0.15
役員退職慰労引当金		—	—	455	0.01	—	—
睡眠預金払戻損失引当金		—	—	308	0.01	—	—
繰延税金負債		31,642	0.80	34,662	0.87	39,990	1.00
再評価に係る繰延税金負債	※9	3,987	0.10	3,983	0.10	3,983	0.10
支払承諾		48,279	1.22	47,103	1.18	47,182	1.18
負債の部合計		3,693,475	93.63	3,732,295	93.50	3,725,932	93.35
(純資産の部)							
資本金		20,000	0.51	20,000	0.50	20,000	0.50
資本剰余金		7,585	0.19	7,605	0.19	7,604	0.19
利益剰余金		141,271	3.58	146,906	3.68	144,322	3.62
自己株式		△401	△0.01	△433	△0.01	△391	△0.01
株主資本合計		168,455	4.27	174,078	4.36	171,535	4.30
その他有価証券評価差額金		73,773	1.87	75,795	1.90	84,466	2.12
繰延ヘッジ損益		△370	△0.01	△51	△0.00	△186	△0.00
土地再評価差額金	※9	4,203	0.11	4,213	0.10	4,213	0.10
評価・換算差額等合計		77,607	1.97	79,958	2.00	88,494	2.22
少数株主持分		5,059	0.13	5,491	0.14	5,313	0.13
純資産の部合計		251,122	6.37	259,527	6.50	265,343	6.65
負債及び純資産の部合計		3,944,597	100.00	3,991,823	100.00	3,991,276	100.00

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		43,614	100.00	47,084	100.00	89,004	100.00
資金運用収益		30,130		32,125		61,328	
(うち貸出金利息)		(19,163)		(21,384)		(39,621)	
(うち有価証券利息配当金)		(10,505)		(9,751)		(20,530)	
役務取引等収益		5,900		6,312		12,261	
その他業務収益		6,590		6,694		12,977	
その他経常収益		993		1,951		2,437	
経常費用		33,216	76.16	39,151	83.15	71,650	80.50
資金調達費用		2,926		5,826		7,798	
(うち預金利息)		(1,290)		(4,636)		(4,535)	
役務取引等費用		1,484		1,544		3,008	
その他業務費用		6,858		7,058		13,761	
営業経費		20,822		20,740		41,488	
その他経常費用	※1	1,125		3,980		5,593	
経常利益		10,397	23.84	7,932	16.85	17,354	19.50
特別利益		7	0.02	9	0.02	11	0.01
特別損失		407	0.93	1,720	3.66	536	0.60
税金等調整前中間(当期)純利益		9,997	22.93	6,221	13.21	16,829	18.91
法人税、住民税及び事業税		2,148	4.93	2,404	5.11	4,052	4.55
法人税等調整額		1,856	4.26	116	0.25	2,641	2.97
少数株主利益		284	0.65	204	0.43	455	0.51
中間(当期)純利益		5,707	13.09	3,495	7.42	9,680	10.88

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	20,000	7,584	136,529	△370	163,744
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△911		△911
役員賞与(注)			△55		△55
中間純利益			5,707		5,707
自己株式の取得				△34	△34
自己株式の処分		0		2	3
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	0	4,741	△31	4,711
平成18年9月30日残高(百万円)	20,000	7,585	141,271	△401	168,455

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	76,759	—	4,203	80,963	4,798	249,505
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)						△911
役員賞与(注)						△55
中間純利益						5,707
自己株式の取得						△34
自己株式の処分						3
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△2,985	△370		△3,355	261	△3,094
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△2,985	△370	—	△3,355	261	1,617
平成18年9月30日残高(百万円)	73,773	△370	4,203	77,607	5,059	251,122

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	20,000	7,604	144,322	△391	171,535
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△912		△912
中間純利益			3,495		3,495
自己株式の取得				△47	△47
自己株式の処分		1		5	6
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	1	2,583	△42	2,542
平成19年9月30日残高(百万円)	20,000	7,605	146,906	△433	174,078

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	84,466	△186	4,213	88,494	5,313	265,343
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)						△912
中間純利益						3,495
自己株式の取得						△47
自己株式の処分						6
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△8,671	135		△8,535	177	△8,358
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△8,671	135	—	△8,535	177	△5,816
平成19年9月30日残高(百万円)	75,795	△51	4,213	79,958	5,491	259,527

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

Ⅲ 前連結会計年度連結株主資本等変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	20,000	7,584	136,529	△370	163,744
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)			△911		△911
剰余金の配当			△911		△911
役員賞与(注)			△55		△55
当期純利益			9,680		9,680
自己株式の取得				△72	△72
自己株式の処分		19		51	71
土地再評価差額金の取崩			△10		△10
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	—	19	7,792	△21	7,791
平成19年3月31日残高(百万円)	20,000	7,604	144,322	△391	171,535

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	76,759	—	4,203	80,963	4,798	249,505
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当(注)						△911
剰余金の配当						△911
役員賞与(注)						△55
当期純利益						9,680
自己株式の取得						△72
自己株式の処分						71
土地再評価差額金の取崩			10	10		—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	7,707	△186		7,520	515	8,036
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	7,707	△186	10	7,531	515	15,838
平成19年3月31日残高(百万円)	84,466	△186	4,213	88,494	5,313	265,343

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		9,997	6,221	16,829
減価償却費		4,679	4,855	9,388
減損損失		—	0	8
負ののれん償却額		—	—	△5
貸倒引当金の増加額		△3,874	958	△4,658
賞与引当金の増加額		△11	△6	△12
役員賞与引当金の増加額		—	△55	55
退職給付引当金の増加額		△30	△135	21
役員退職慰労引当金の増加額		—	455	—
睡眠預金払戻損失引当金の増 加額		—	308	—
資金運用収益		△30,130	△32,125	△61,328
資金調達費用		2,926	5,826	7,798
有価証券関係損益(△)		184	721	352
金銭の信託の運用損益(△)		184	△988	196
為替差損益(△)		△2	1	△4
固定資産処分損益(△)		404	766	525
貸出金の純増(△)減		△78,024	△41,656	△87,053
預金の純増減(△)		56,281	△22,371	139,928
譲渡性預金の純増減(△)		23,918	23,803	△13,212
借入金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減(△)		209	△4	159
預け金(日銀預け金を除く)の 純増(△)減		△30	△9	299
コールローン等の純増(△)減		△71,042	11,937	△121,862
コールマネー等の純増減(△)		12,397	△5,698	6,853
債券貸借取引受入担保金の純 増減(△)		3,127	—	△9,478
外国為替(資産)の純増(△)減		140	△267	141
外国為替(負債)の純増減(△)		20	60	△8
資金運用による収入		29,547	32,443	61,121
資金調達による支出		△1,932	△4,282	△5,722
その他		△10,832	9,524	△15,387
小計		△51,890	△9,716	△75,055
法人税等の支払額		△2,731	△1,450	△5,567
営業活動による キャッシュ・フロー		△54,622	△11,167	△80,623

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△102,491	△174,055	△217,180
有価証券の売却による収入		47,795	58,980	96,570
有価証券の償還による収入		89,836	83,372	177,071
金銭の信託の増加による支出		—	△5,000	△47
金銭の信託の減少による収入		—	5,735	25
有形固定資産の取得による支出		△4,584	△5,165	△9,875
有形固定資産の売却による収入		162	104	321
無形固定資産の取得による支出		△1,533	△1,461	△2,781
投資活動による キャッシュ・フロー		29,184	△37,489	44,104
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付社債の発行による 収入		15,000	—	15,000
配当金支払額		△909	△912	△1,820
少数株主への配当金支払額		△5	△5	△5
自己株式の取得による支出		△34	△47	△72
自己株式の売却による収入		3	6	84
財務活動による キャッシュ・フロー		14,054	△958	13,186
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		2	△1	4
V 現金及び現金同等物の増加額		△11,381	△49,617	△23,328
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		125,748	102,419	125,748
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		114,366	52,802	102,419

[次へ](#)

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 9社 百五ビジネスサービス株式会社 百五管理サービス株式会社 百五不動産調査株式会社 百五オフィスサービス株式会社 百五スタッフサービス株式会社 株式会社百五ディーシーカード 百五リース株式会社 株式会社百五経済研究所 百五コンピュータソフト株式会社</p> <p>(2) 非連結子会社 1社</p>	<p>(1) 連結子会社 9社 会社名 百五ビジネスサービス株式会社 百五管理サービス株式会社 百五不動産調査株式会社 百五オフィスサービス株式会社 百五スタッフサービス株式会社 株式会社百五ディーシーカード 百五リース株式会社 株式会社百五経済研究所 百五コンピュータソフト株式会社</p> <p>(2) 非連結子会社 2社 会社名 有限責任中間法人フロンティア・アセット・ホールディングス 有限会社フロンティア・アセット・コーポレーション 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 9社 百五ビジネスサービス株式会社 百五管理サービス株式会社 百五不動産調査株式会社 百五オフィスサービス株式会社 百五スタッフサービス株式会社 株式会社百五ディーシーカード 百五リース株式会社 株式会社百五経済研究所 百五コンピュータソフト株式会社</p> <p>(2) 非連結子会社 1社</p>
2 持分法の適用に関する事項	—————	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 1社 (2) 持分法適用の関連会社 1社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 2社 会社名 有限責任中間法人フロンティア・アセット・ホールディングス 有限会社フロンティア・アセット・コーポレーション 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 持分法非適用の関連会社 1社</p>	—————

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は中間連結決算日と一致しております。	同左	連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (会計方針の変更) 従来、その他有価証券に区分される物価連動国債については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上していましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法に比べその他有価証券評価差額金は24百万円減少し、繰延税金負債は16百万円減少しており、税金等調整前中間純利益は41百万円増加しております。</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (会計方針の変更) 従来、その他有価証券に区分される物価連動国債については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上していましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法と比べその他有価証券評価差額金は48百万円減少し、繰延税金負債は32百万円減少しており、税金等調整前当期純利益は80百万円増加しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(ロ) 同左	(ロ) 同左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～50年 動産 4年～15年 連結子会社の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。 ただし、リース資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時のリース資産の処分見積額を残存価額とする定額法により行っております。 ② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～50年 動産 4年～15年 連結子会社の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。 ただし、リース資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時のリース資産の処分見積額を残存価額とする定額法により行っております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ3百万円減少しております。 (追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ52百万円減少しております。 ② 無形固定資産 同左	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～50年 動産 4年～15年 連結子会社の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。 ただし、リース資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時のリース資産の処分見積額を残存価額とする定額法により行っております。 ② 無形固定資産 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め制定した償却・引当 基準により、次のとおり 計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者に係る債 権及びそれと同等の状況 にある債務者に係る債権 については、債権額か ら、担保の処分可能見込 額及び保証による回収可 能見込額を控除し、その 残額を計上しておりま す。また、現在は経営破 綻の状況にないが、今後 経営破綻に陥る可能性が 大きいと認められる債務 者に係る債権について は、債権額から、担保の 処分可能見込額及び保証 による回収可能見込額を 控除し、その残額のうち、 債務者の支払能力を 総合的に判断し必要と認 める額を計上しておりま す。</p> <p>上記以外の債権につい ては、過去の一定期間に おける貸倒実績から算出 した貸倒実績率等に基づ き計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産 の自己査定基準に基づ き、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署 から独立した資産監査部 署が査定結果を監査して おり、その査定結果に基 づいて上記の引当を行っ ております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当 金は、予め制定した償 却・引当基準により、当 行と同じ方法により計上 しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 同左</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(6) 賞与引当金の計上基準 連結子会社の賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(6) 賞与引当金の計上基準 同左	(6) 賞与引当金の計上基準 連結子会社の賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(7) 役員賞与引当金の計上基準	(7) 役員賞与引当金の計上基準	(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理していましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は55百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。
	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理	(8) 退職給付引当金の計上基準 同左	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(9) 役員退職慰労引当金の 計上基準 _____	(9) 役員退職慰労引当金の 計上基準 役員への退職慰労金の 支払に備えるため、役員 に対する退職慰労金の支 給見積額のうち、当中間 連結会計期間末までに発 生していると認められる 額を役員退職慰労引当金 として計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金 は、支出時に費用処理を しておりましたが、「租 税特別措置法上の準備金 及び特別法上の引当金又 は準備金並びに役員退職 慰労引当金等に関する監 査上の取扱い」(日本公 認会計士協会監査・保証 実務委員会報告第42号平 成19年4月13日。以下 「監査・保証実務委員会 報告第42号」という。) が平成19年4月1日以後 開始する連結会計年度か ら適用されること及び実 務慣行を踏まえ、当中間 連結会計期間から役員退 職慰労引当金を計上して おります。これにより、 従来の方法に比べ、営業 経費は161百万円減少、 特別損失は616百万円増 加し、経常利益は161百 万円増加、税金等調整前 中間純利益は455百万円 減少しております。	(9) 役員退職慰労引当金の 計上基準 _____

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(10) 睡眠預金払戻損失引 当金の計上基準 _____	(10) 睡眠預金払戻損失引 当金の計上基準 利益計上した睡眠預金 について預金者への払戻 損失に備えるため、過去 の払戻実績に基づく将来 の払戻損失見込額を睡眠 預金払戻損失引当金とし て計上しております。 (会計方針の変更) 従来、利益計上した睡 眠預金の預金者への払戻 損失は、払戻時に費用処 理をしておりましたが、 監査・保証実務委員会報 告第42号が平成19年4月 1日以後開始する連結会 計年度から適用されるこ とに伴い、当中間連結会 計期間から同報告を適用 しております。これによ り、従来の方法に比べ、 その他経常費用は27百万 円減少、特別損失は336 百万円増加し、経常利益 は27百万円増加、税金等 調整前中間純利益は308 百万円減少しております。	(10) 睡眠預金払戻損失引 当金の計上基準 _____
	(11) 外貨建資産・負債の 換算基準 当行の外貨建資産・負 債については、中間連結 決算日の為替相場による 円換算額を付してしま す。 連結子会社の外貨建資 産・負債はありません。	(11) 外貨建資産・負債の 換算基準 同左	(11) 外貨建資産・負債の 換算基準 当行の外貨建資産・負 債は、連結決算日の為替 相場による円換算額を付 してあります。 連結子会社の外貨建資 産・負債はありません。
	(12) リース取引の処理方 法 当行及び連結子会社の リース物件の所有権が借 主に移転すると認められ るもの以外のファイナ ンス・リース取引につ いては、通常の賃貸借取 引に係る方法に準じた 会計処理によってしま す。	(12) リース取引の処理方 法 同左	(12) リース取引の処理方 法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から8年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,218百万円(税効果額控除前)であります。</p>	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から8年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は529百万円(税効果額控除前)であります。</p>	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から8年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は828百万円(税効果額控除前)であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>また、一部の資産・負債については、包括ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>連結子会社のヘッジ会計の方法は、当行に準じた方法により行っております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>また、一部の資産・負債については、包括ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>連結子会社のヘッジ会計の方法は、当行に準じた方法により行っております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>また、一部の資産・負債については、包括ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>連結子会社のヘッジ会計の方法は、当行に準じた方法により行っております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
	<p>(14)消費税等の会計処理</p> <p>当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>(14)消費税等の会計処理</p> <p>当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>(14)消費税等の会計処理</p> <p>当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は246,432百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>		<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は260,216百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>
	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益として「その他資産」及び「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>

[次へ](#)

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及びその他の証券に合計64,651百万円含まれております。</p> <p>使用貸借又は貸借契約により貸し付けている有価証券は該当ありません。</p> <p>※2 貸出金等のうち、破綻先債権額は2,215百万円、延滞債権額は54,768百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金等(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金等」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金等であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金等であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金等以外の貸出金等であります。</p> <p>※3 貸出金等のうち、3カ月以上延滞債権額は165百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金等で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金等のうち、貸出条件緩和債権額は24,010百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金等で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計100,181百万円含まれております。</p> <p>使用貸借又は貸借契約により貸し付けている有価証券は該当ありません。</p> <p>※2 貸出金等のうち、破綻先債権額は1,265百万円、延滞債権額は63,514百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金等(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金等」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金等であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金等であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金等以外の貸出金等であります。</p> <p>※3 貸出金等のうち、3カ月以上延滞債権額は207百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金等で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金等のうち、貸出条件緩和債権額は22,126百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金等で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及びその他の証券に合計106,975百万円含まれております。</p> <p>使用貸借又は貸借契約により貸し付けている有価証券は該当ありません。</p> <p>※2 貸出金等のうち、破綻先債権額は861百万円、延滞債権額は54,244百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金等(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金等」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金等であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金等であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金等以外の貸出金等であります。</p> <p>※3 貸出金等のうち、3カ月以上延滞債権額は179百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金等で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金等のうち、貸出条件緩和債権額は22,253百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金等で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は81,160百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は25,678百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 100,260百万円 担保資産に対応する債務 預金 4,324百万円 債券貸借取引受入担保金 12,605百万円 その他負債 30百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保等として、有価証券50,687百万円を差し入れております。また、未経過リース契約債権13,034百万円を借入金11,315百万円の担保に供しております。 なお、その他資産のうち保証金は696百万円であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は87,114百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は22,627百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 81,928百万円 担保資産に対応する債務 預金 5,839百万円 その他負債 30百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保等として、有価証券51,117百万円を差し入れております。また、未経過リース契約債権8,892百万円を借入金7,141百万円の担保に供しております。 なお、その他資産のうち保証金は757百万円であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は77,539百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は27,894百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 81,723百万円 担保資産に対応する債務 預金 11,645百万円 その他負債 30百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保等として、有価証券50,795百万円を差し入れております。また、未経過リース契約債権12,018百万円を借入金10,305百万円の担保に供しております。 なお、その他資産のうち保証金は681百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、総合口座における当座貸越の融資未実行残高400,285百万円を含め、1,024,795百万円であります。</p> <p>このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,015,155百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて預金・不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、総合口座における当座貸越の融資未実行残高415,671百万円を含め、1,050,613百万円であります。</p> <p>このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,031,000百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて預金・不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、総合口座における当座貸越の融資未実行残高411,108百万円を含め、1,054,488百万円であります。</p> <p>このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,037,962百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて預金・不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正、不整形地補正等の合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正、不整形地補正等の合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正、不整形地補正等の合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,397百万円</p>
<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 76,671百万円</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 76,029百万円</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 77,301百万円</p>
<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 5,148百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 48百万円)</p>	<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 4,976百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 5,148百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 48百万円)</p>
<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金17,000百万円が含まれております。</p>	<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金17,000百万円が含まれております。</p>	<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金17,000百万円が含まれております。</p>
<p>※13 社債は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>※13 社債は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>※13 社債は、劣後特約付社債であります。</p>
<p>※14 _____</p>	<p>※14 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は18,364百万円であります。</p>	<p>※14 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は19,239百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額732百万円を含んでおります。	※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額3,001百万円を含んでおります。	※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額3,356百万円、延滞債権等を売却したことによる損失1,284百万円を含んでおります。

[前へ](#)

[次へ](#)

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	261,225	—	—	261,225	
合 計	261,225	—	—	261,225	
自己株式					
普通株式	668	44	4	708	(注) 1, 2
合 計	668	44	4	708	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加44千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少4千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2 配当に関する事項

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり の金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	912	3.50	平成18年3月31日	平成18年6月28日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決 議)	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり の金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年11月21日 取締役会	普通 株式	912	その他 利益剰余金	3.50	平成18年9月30日	平成18年12月8日

II 当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	261,225	—	—	261,225	
合 計	261,225	—	—	261,225	
自己株式					
普通株式	652	61	8	704	(注) 1, 2
合 計	652	61	8	704	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加61千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少8千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2 配当に関する事項

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり の金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	912	3.50	平成19年3月31日	平成19年6月28日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決 議)	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり の金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年11月15日 取締役会	普通 株式	911	その他 利益剰余金	3.50	平成19年9月30日	平成19年12月10日

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	261,225	—	—	261,225	
合計	261,225	—	—	261,225	
自己株式					
普通株式	668	95	111	652	(注) 1, 2
合計	668	95	111	652	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加95千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少111千株は、連結子会社が保有していた当行株式を売却したことによる減少102千株と、単元未満株式の買増請求による減少9千株であります。

2 配当に関する事項

当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	912	3.50	平成18年3月31日	平成18年6月28日
平成18年11月21日 取締役会	普通株式	912	3.50	平成18年9月30日	平成18年12月8日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	912	その他 利益剰余金	3.50	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成18年9月30日現在 現金預け金勘定 115,066 日銀預け金を 除く預け金 △699 現金及び 現金同等物 114,366	平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 53,181 日銀預け金を 除く預け金 △378 現金及び 現金同等物 52,802	平成19年3月31日現在 現金預け金勘定 102,788 日銀預け金を 除く預け金 △369 現金及び 現金同等物 102,419

[前へ](#)

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(借手側) 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 48百万円 その他 100万円 合計 48百万円 減価償却累計額相当額 動産 20百万円 その他 100万円 合計 20百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 27百万円 その他 100万円 合計 27百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 7百万円 1年超 19百万円 合計 27百万円 (注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 ・支払リース料 4百万円 ・減価償却費相当額 4百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 2 オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 10百万円 1年超 12百万円 合計 22百万円 リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。	(借手側) 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 51百万円 その他 100万円 合計 51百万円 減価償却累計額相当額 動産 19百万円 その他 100万円 合計 19百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 32百万円 その他 100万円 合計 32百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 10百万円 1年超 22百万円 合計 32百万円 (注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 ・支払リース料 4百万円 ・減価償却費相当額 4百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 2 オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 11百万円 1年超 4百万円 合計 15百万円 リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。	(借手側) 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 動産 48百万円 その他 100万円 合計 48百万円 減価償却累計額相当額 動産 14百万円 その他 100万円 合計 14百万円 年度末残高相当額 動産 33百万円 その他 100万円 合計 33百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 9百万円 1年超 24百万円 合計 33百万円 (注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 ・支払リース料 9百万円 ・減価償却費相当額 9百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 2 オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 10百万円 1年超 7百万円 合計 17百万円 リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(貸手側)	(貸手側)	(貸手側)
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高	・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高	・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高
取得価額	取得価額	取得価額
動産 39,435百万円	動産 38,595百万円	動産 38,527百万円
その他 一百万円	その他 一百万円	その他 一百万円
合計 39,435百万円	合計 38,595百万円	合計 38,527百万円
減価償却累計額	減価償却累計額	減価償却累計額
動産 20,844百万円	動産 20,219百万円	動産 19,997百万円
その他 一百万円	その他 一百万円	その他 一百万円
合計 20,844百万円	合計 20,219百万円	合計 19,997百万円
中間連結会計期間末残高	中間連結会計期間末残高	年度末残高
動産 18,590百万円	動産 18,375百万円	動産 18,530百万円
その他 一百万円	その他 一百万円	その他 一百万円
合計 18,590百万円	合計 18,375百万円	合計 18,530百万円
・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	・未経過リース料年度末残高相当額
1年内 6,759百万円	1年内 6,701百万円	1年内 6,708百万円
1年超 13,398百万円	1年超 13,389百万円	1年超 13,506百万円
合計 20,157百万円	合計 20,091百万円	合計 20,215百万円
・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額	・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額	・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額
受取リース料 3,881百万円	受取リース料 3,717百万円	受取リース料 7,662百万円
減価償却費 3,399百万円	減価償却費 3,208百万円	減価償却費 6,783百万円
受取利息相当額 404百万円	受取利息相当額 406百万円	受取利息相当額 805百万円
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法
利息相当額の各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	利息相当額の各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	利息相当額の各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。
2 オペレーティング・リース取引	2 オペレーティング・リース取引	2 オペレーティング・リース取引
・未経過リース料	・未経過リース料	・未経過リース料
1年内 141百万円	1年内 149百万円	1年内 141百万円
1年超 一百万円	1年超 一百万円	1年超 一百万円
合計 141百万円	合計 149百万円	合計 141百万円
リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。	リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。	リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。

[前へ](#)

[次へ](#)

(有価証券関係)

※1 (中間)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」「買入金銭債権」中の信託受益権も含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、(中間)財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	49,193	170,265	121,072
債券	911,859	910,225	△1,634
国債	324,455	323,646	△808
地方債	212,903	213,696	792
短期社債	—	—	—
社債	374,499	372,881	△1,617
その他	373,189	373,123	△65
合計	1,334,241	1,453,614	119,372

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、59百万円(うち、株式59百万円)であります。

なお、その他有価証券の減損処理にあたっては、中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合は原則としてすべて実施しております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
私募事業債	19,219
地方公社債	3,158
非上場株式	2,661

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	50,093	171,558	121,464
債券	955,622	955,075	△547
国債	335,647	335,061	△585
地方債	211,287	212,407	1,119
短期社債	—	—	—
社債	408,687	407,606	△1,081
その他	346,523	348,579	2,056
合計	1,352,240	1,475,213	122,972

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、568百万円（うち、株式200百万円、その他368百万円）であります。

なお、その他有価証券の減損処理にあたっては、中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合は原則としてすべて実施しております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
私募事業債	18,543
地方公社債	2,964
非上場株式	2,373

[前へ](#)

[次へ](#)

Ⅲ 前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	796	2

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	49,323	184,163	134,840	135,107	267
債券	914,585	913,107	△1,478	3,490	4,969
国債	331,501	330,347	△1,153	1,172	2,325
地方債	198,973	199,719	745	1,465	720
短期社債	—	—	—	—	—
社債	384,110	383,039	△1,070	852	1,923
その他	354,570	357,957	3,386	5,081	1,695
合計	1,318,480	1,455,228	136,748	143,679	6,931

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、22百万円（うち、株式22百万円）であります。

なお、その他有価証券の減損処理にあたっては、連結会計年度末日における時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合は原則としてすべて実施しております。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	85,485	1,276	1,295

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
私募事業債	19,355
地方公社債	2,964
非上場株式	2,478

7 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	97,547	569,273	232,602	36,003
国債	14,672	175,510	104,162	36,003
地方債	14,344	121,623	63,751	—
短期社債	—	—	—	—
社債	68,531	272,138	64,689	—
その他	23,393	114,610	92,214	28,031
合計	120,940	683,883	324,816	64,034

[前へ](#)

[次へ](#)

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	4,999	4,898	△45

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

III 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,968	△31

2 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭 の信託	4,865	5,412	547	547	—

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

[前へ](#)

[次へ](#)

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	119,327
その他有価証券	119,372
その他の金銭の信託	△45
(△)繰延税金負債	45,440
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	73,886
(△)少数株主持分相当額	112
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	73,773

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	122,972
その他有価証券	122,972
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	47,090
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	75,882
(△)少数株主持分相当額	86
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	75,795

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	137,295
その他有価証券	136,748
その他の金銭の信託	547
(△)繰延税金負債	52,720
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	84,575
(△)少数株主持分相当額	108
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	84,466

[前へ](#)

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	13,662	32	32
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	32	32

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	159,005	255	255
	為替予約	47,643	△306	△306
	通貨オプション	2,430	35	2
	その他	—	—	—
	合計	—	△15	△48

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	2,000	△0	△0
	その他	500	—	—
	合計	—	△0	△0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	17,365	△34	△34
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△34	△34

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	159,761	208	208
	為替予約	3,563	24	24
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	232	232

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	—	—	—
	その他	500	△7	△7
	合計	—	△7	△7

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

[前へ](#)

[次へ](#)

Ⅲ 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が利用しているデリバティブ取引は、金利関連では、金利先物取引・金利先物オプション取引・金利スワップ取引・金利オプション取引、通貨関連では、先物為替予約取引・通貨スワップ取引・通貨オプション取引、有価証券関連では、債券先物取引・債券先物オプション取引・債券店頭オプション取引・株式先物取引・株式先物オプション取引等です。このほか、クレジットデリバティブ取引としては、クレジット・デフォルト・オプション取引を利用しています。

(2) 取組方針

当行は、お客さまの為替や金利に関するリスク回避(ヘッジ)ニーズに応えるため、また、当行自身の市場リスクの適切な管理等を目的とするALM(資産・負債の総合管理)に活用するために、デリバティブ取引を利用しています。

さらには、一定の限度額の範囲で、短期的な売買による収益獲得を目的としてデリバティブ取引を利用しています。

(3) 利用目的

当行は、対顧客取引における為替変動リスクをヘッジするため先物為替予約取引・通貨スワップ取引・通貨オプション取引を行い、金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ取引を行っています。また、固定金利貸出の金利上昇リスクをヘッジするため、金利スワップ取引を行い、投資有価証券における金利・為替変動リスクをヘッジするため、金利スワップ取引・通貨スワップ取引等を行っています。

当行のヘッジ方針については、ヘッジ会計に関する内部規定に基づき、毎月ヘッジ対象、ヘッジ手段、ヘッジ比率を決定しております。また連結子会社についても、内部規定に基づき、その都度ヘッジ対象、ヘッジ手段を決定しております。なお、当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象は貸出金等であり、ヘッジ手段は金利スワップ等であります。

ヘッジの有効性の判定方法は、包括ヘッジについては半年毎に有効性を評価しており、金利スワップの特例処理については事前テストにおいて要件を満たすことを確認しております。

このほか、短期的な売買による収益獲得を目的として、金利先物取引・金利先物オプション取引・債券先物取引・債券先物オプション取引・株式先物取引・株式先物オプション取引等を一定の限度額を設けて行っています。また、ヘッジまたは収益獲得を目的として、クレジット・デフォルト・オプション取引を行っています。

(4) リスクの内容

デリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスク等を有しています。

市場リスクとは、金利・為替相場・株価等の市場要因が不利な方向に変動することにより損失を被るリスクをいい、信用リスクとは取引の相手方の倒産等により損失を被るリスクをいいます。当行が行っているデリバティブ取引は、大部分がヘッジを目的としており、市場リスクは、一定の限度額の範囲で利用している短期的な売買による収益獲得を目的とした取引にほぼ限定されています。

また、当行のデリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い大手金融機関、法人であることから信用リスクについても極めて少ないと判断しています。なお、当行は、レバレッジ効果の著しい取引(取引対象物の価格変動に対して、当該取引の時価の変動率が大きい特殊な取引)は行っていません。

なお、平成19年3月31日現在のデリバティブ取引の与信相当額(カレント・エクスポージャー方式)は、金利関連取引については2,159百万円、通貨関連取引については9,156百万円、合計11,315百万円であります。

(5) リスク管理体制

当行の全体のポジション(資産・負債)は、リスク統括部署にて把握、管理しています。固定金利貸出等に対するヘッジを目的とした金利スワップ取引については、毎月、ALM委員会、リスク管理委員会、経営会議にてヘッジ取組方針を決定し、資金証券部署がヘッジ取引を実行します。

実行後については、日々時価評価を行うとともに、月に一度、ヘッジ対象資産と合算(オン・オフ統合)して損益管理を行っています。また、短期的な売買による収益獲得を目的とした取引については、権限規定に基づきポジション限度枠、ロスカットルール、損失累計限度額等が定められており、管理部門(ミドル・オフィス)は規定の遵守状況をチェックするとともに日々の時価評価を行い、損失が一定の限度額を超えないように管理しています。

(6) 定量的情報に関する補足説明

デリバティブ取引に係る「契約額等」は、名目上の契約額又は計算上想定している元本であり、その金額自体がリスクの大きさを示すものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	16,549	11,379	8	8
	受取固定・支払変動	5,755	5,255	53	53
	受取変動・支払固定	10,794	6,124	△45	△45
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	8	8

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	163,569	127,283	249	249
	為替予約	7,540	—	8	8
	売建	4,303	—	△1	△1
	買建	3,237	—	10	10
	通貨オプション	4,621	—	56	0
	売建	2,310	—	28	△8
	買建	2,310	—	28	8
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
		合計	—	—	315

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	500	500	0	0
	合計	—	—	0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

[前へ](#)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	36,908	5,554	1,151	43,614	—	43,614
(2) セグメント間の 内部経常収益	71	305	575	953	(953)	—
計	36,980	5,859	1,726	44,567	(953)	43,614
経常費用	27,291	5,471	1,370	34,132	(915)	33,216
経常利益	9,689	388	356	10,434	(37)	10,397

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他の事業区分の主なものはクレジットカード業務であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	40,545	5,419	1,118	47,084	—	47,084
(2) セグメント間の 内部経常収益	84	260	554	898	(898)	—
計	40,629	5,679	1,672	47,982	(898)	47,084
経常費用	33,370	5,392	1,368	40,132	(980)	39,151
経常利益	7,258	286	304	7,850	82	7,932

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他の事業区分の主なものはクレジットカード業務であります。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	75,770	10,897	2,336	89,004	—	89,004
(2) セグメント間の 内部経常収益	146	608	1,128	1,883	(1,883)	—
計	75,917	11,506	3,464	90,887	(1,883)	89,004
経常費用	59,718	10,956	2,651	73,326	(1,675)	71,650
経常利益	16,198	549	813	17,561	(207)	17,354

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他の事業区分の主なものはクレジットカード業務であります。

【所在地別セグメント情報】

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	金額(百万円)
I 国際業務経常収益	4,373
II 連結経常収益	43,614
III 国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	10.0

(注) 1 比率は小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

2 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。

3 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建貿易手形取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取引勘定における諸取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	944.51	975.11	997.91
1株当たり 中間(当期)純利益	円	21.90	13.41	37.15
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益	円	—	—	—

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	251,122	259,527	265,343
純資産の部の合計額 から控除する金額	百万円	5,059	5,491	5,313
うち少数株主持分	百万円	5,059	5,491	5,313
普通株式に係る 中間期末(期末)の 純資産額	百万円	246,062	254,036	260,029
1株当たり純資産額の算 定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数	千株	260,516	260,520	260,572

2 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	5,707	3,495	9,680
普通株主に帰属しない 金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	5,707	3,495	9,680
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	260,538	260,542	260,546
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益 調整額	百万円	—	—	—
普通株式増加数	千株	—	—	—
希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純利益 の算定に含めなかった潜 在株式の概要		—	—	—

3 なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) 【その他】

該当事項なし。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		114,764	2.93	52,973	1.34	102,590	2.59
コールローン		76,869	1.96	113,671	2.87	127,381	3.21
買入金銭債権		82,973	2.12	86,859	2.19	83,371	2.10
商品有価証券		727	0.02	538	0.01	796	0.02
金銭の信託		7,758	0.20	8,061	0.20	8,381	0.21
有価証券	※1, 2, 8, 15	1,413,282	36.05	1,428,689	36.02	1,411,483	35.58
貸出金	※3, 4, 5, 6, 7, 9	2,139,494	54.58	2,189,653	55.21	2,148,322	54.16
外国為替	※7	449	0.01	716	0.02	448	0.01
その他資産	※1, 8	29,174	0.74	30,335	0.76	28,487	0.72
有形固定資産	※10, 11, 14	30,514	0.78	30,846	0.78	30,785	0.78
無形固定資産		4,533	0.12	5,916	0.15	5,524	0.14
支払承諾見返		48,279	1.23	47,103	1.19	47,182	1.19
貸倒引当金		△29,012	△0.74	△29,219	△0.74	△28,308	△0.71
資産の部合計		3,919,809	100.00	3,966,148	100.00	3,966,447	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※8	3,375,763	86.12	3,436,784	86.65	3,459,347	87.22
譲渡性預金		113,780	2.90	100,502	2.53	77,249	1.95
コールマネー		12,397	0.32	1,154	0.03	6,853	0.17
債券貸借取引受入担保金	※8	12,605	0.32	—	—	—	—
借入金	※12	17,964	0.46	17,953	0.45	17,964	0.45
外国為替		56	0.00	88	0.00	27	0.00
社債	※13	15,000	0.38	15,000	0.38	15,000	0.38
その他負債		38,316	0.98	50,647	1.28	34,987	0.88
役員賞与引当金		—	—	—	—	55	0.00
退職給付引当金		5,853	0.15	5,754	0.15	5,900	0.15
役員退職慰労引当金		—	—	404	0.01	—	—
睡眠預金払戻損失引当金		—	—	308	0.01	—	—
繰延税金負債		31,540	0.81	34,517	0.87	39,881	1.01
再評価に係る繰延税金負債	※14	3,987	0.10	3,983	0.10	3,983	0.10
支払承諾		48,279	1.23	47,103	1.19	47,182	1.19
負債の部合計		3,675,546	93.77	3,714,201	93.65	3,708,431	93.50
(純資産の部)							
資本金		20,000	0.51	20,000	0.51	20,000	0.50
資本剰余金		7,585	0.19	7,587	0.19	7,586	0.19
資本準備金		7,557		7,557		7,557	
その他資本剰余金		27		29		28	
利益剰余金		139,461	3.56	144,862	3.65	142,361	3.59
利益準備金		17,377		17,377		17,377	
その他利益剰余金		122,083		127,484		124,983	
行員退職給与基金		310		310		310	
別途積立金		113,704		121,304		113,704	
繰越利益剰余金		8,069		5,870		10,969	
自己株式		△355	△0.01	△433	△0.01	△391	△0.01
株主資本合計		166,691	4.25	172,015	4.34	169,556	4.27
その他有価証券評価差額金		73,738	1.88	75,768	1.91	84,432	2.13
繰延ヘッジ損益		△370	△0.01	△51	△0.00	△186	△0.01
土地再評価差額金	※14	4,203	0.11	4,213	0.10	4,213	0.11
評価・換算差額等合計		77,571	1.98	79,930	2.01	88,459	2.23
純資産の部合計		244,263	6.23	251,946	6.35	258,015	6.50
負債及び純資産の部合計		3,919,809	100.00	3,966,148	100.00	3,966,447	100.00

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		37,123	100.00	40,759	100.00	76,062	100.00
資金運用収益		30,188		32,183		61,306	
(うち貸出金利息)		(19,085)		(21,315)		(39,467)	
(うち有価証券利息配当金)		(10,641)		(9,878)		(20,661)	
役務取引等収益		5,925		6,342		12,314	
その他業務収益		112		300		229	
その他経常収益		896		1,933		2,213	
経常費用		27,412	73.84	33,519	82.24	59,949	78.82
資金調達費用		2,844		5,737		7,628	
(うち預金利息)		(1,291)		(4,638)		(4,537)	
役務取引等費用		1,721		1,768		3,471	
その他業務費用		1,690		2,008		3,459	
営業経費	※1	20,238		20,121		40,269	
その他経常費用	※2	918		3,884		5,120	
経常利益		9,710	26.16	7,240	17.76	16,113	21.18
特別利益		2	0.01	1	0.00	2	0.00
特別損失		341	0.92	1,640	4.02	452	0.59
税引前中間(当期)純利益		9,371	25.25	5,601	13.74	15,664	20.59
法人税、住民税及び事業税		1,744	4.70	2,034	4.99	3,283	4.31
法人税等調整額		1,966	5.30	154	0.38	2,897	3.81
中間(当期)純利益		5,661	15.25	3,412	8.37	9,483	12.47

③ 【中間株主資本等変動計算書】

I 前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						行員退職給与基金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	20,000	7,557	26	7,584	17,377	310	104,204	12,875	134,767	△323	162,027
中間会計期間中の変動額											
剰余金の配当(注)								△912	△912		△912
役員賞与(注)								△55	△55		△55
中間純利益								5,661	5,661		5,661
自己株式の取得										△34	△34
自己株式の処分			0	0						2	3
別途積立金の積立(注)							9,500	△9,500	—		—
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)											
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	0	0	—	—	9,500	△4,805	4,694	△31	4,663
平成18年9月30日残高(百万円)	20,000	7,557	27	7,585	17,377	310	113,704	8,069	139,461	△355	166,691

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	76,718	—	4,203	80,922	242,949
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					△912
役員賞与(注)					△55
中間純利益					5,661
自己株式の取得					△34
自己株式の処分					3
別途積立金の積立(注)					—
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△2,980	△370	—	△3,350	△3,350
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△2,980	△370	—	△3,350	1,313
平成18年9月30日残高(百万円)	73,738	△370	4,203	77,571	244,263

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

Ⅱ 当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本										自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		行員退職給与基金	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成19年3月31日残高 (百万円)	20,000	7,557	28	7,586	17,377	310	113,704	10,969	142,361	△391	169,556	
中間会計期間中の変動額												
剰余金の配当(注)								△912	△912		△912	
中間純利益								3,412	3,412		3,412	
自己株式の取得										△47	△47	
自己株式の処分			1	1						5	6	
別途積立金の積立(注)							7,600	△7,600	—		—	
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)												
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	1	1	—	—	7,600	△5,099	2,500	△42	2,459	
平成19年9月30日残高 (百万円)	20,000	7,557	29	7,587	17,377	310	121,304	5,870	144,862	△433	172,015	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高 (百万円)	84,432	△186	4,213	88,459	258,015
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					△912
中間純利益					3,412
自己株式の取得					△47
自己株式の処分					6
別途積立金の積立(注)					—
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)	△8,663	135		△8,528	△8,528
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△8,663	135	—	△8,528	△6,069
平成19年9月30日残高 (百万円)	75,768	△51	4,213	79,930	251,946

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

Ⅲ 前事業年度株主資本等変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					行員退職給与基金	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年3月31日残高(百万円)	20,000	7,557	26	7,584	17,377	310	104,204	12,875	134,767	△323	162,027
事業年度中の変動額											
剰余金の配当(注)								△912	△912		△912
剰余金の配当								△912	△912		△912
役員賞与(注)								△55	△55		△55
当期純利益								9,483	9,483		9,483
自己株式の取得										△72	△72
自己株式の処分			1	1						5	7
別途積立金の積立(注)							9,500	△9,500	—		—
土地再評価差額金の取崩								△10	△10		△10
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	1	1	—	—	9,500	△1,905	7,594	△67	7,528
平成19年3月31日残高(百万円)	20,000	7,557	28	7,586	17,377	310	113,704	10,969	142,361	△391	169,556

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	76,718	—	4,203	80,922	242,949
事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注)					△912
剰余金の配当					△912
役員賞与(注)					△55
当期純利益					9,483
自己株式の取得					△72
自己株式の処分					7
別途積立金の積立(注)					—
土地再評価差額金の取崩			10	10	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	7,713	△186		7,527	7,527
事業年度中の変動額合計(百万円)	7,713	△186	10	7,537	15,065
平成19年3月31日残高(百万円)	84,432	△186	4,213	88,459	258,015

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (会計方針の変更)</p> <p>従来、その他有価証券に区分される物価連動国債については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上していましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当中間会計期間から同適用指針を適用し、前事業年度末の貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法に比べその他有価証券評価差額金は24百万円減少し、繰延税金負債は16百万円減少しており、税引前中間純利益は41百万円増加しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (会計方針の変更)</p> <p>従来、その他有価証券に区分される物価連動国債については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を当事業年度の損益に計上していましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当事業年度から同適用指針を適用し、前事業年度末の貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法と比べその他有価証券評価差額金は48百万円減少し、繰延税金負債は32百万円減少しており、税引前当期純利益は80百万円増加しております。</p> <p>(2) 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 デリバティブ取引 の評価基準及び評価 方法	デリバティブ取引の評価 は、時価法により行ってお ります。	同左	同左
4 固定資産の減価償 却の方法	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償 却は、定率法を採用し、 年間減価償却費見積額を 期間により按分し計上し ております。 なお、主な耐用年数は 次のとおりであります。 建物：15年～50年 動産：4年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償 却は、定額法により償却 しております。なお、自 社利用のソフトウェアに ついては、行内における 利用可能期間(5年)に基 づいて償却しておりま す。</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償 却は、定率法を採用し、 年間減価償却費見積額を 期間により按分し計上し ております。 また、主な耐用年数は 次のとおりであります。 建物：15年～50年 動産：4年～15年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に 伴い、平成19年4月1日 以後に取得した有形固定 資産については、改正後 の法人税法に基づく償却 方法により減価償却費を 計上しております。この 変更により、経常利益及 び税引前中間純利益は、 従来の方法によった場合 に比べ3百万円減少して おります。 (追加情報) 当中間会計期間より、 平成19年3月31日以前に 取得した有形固定資産に ついては、償却可能限度 額に達した事業年度の翌 事業年度以後、残存簿価 を5年間で均等償却して おります。この変更によ り、経常利益及び税引前 中間純利益は、従来の方 法によった場合に比べ52 百万円減少しておりま す。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償 却は、定率法を採用して おります。 なお、主な耐用年数は 次のとおりであります。 建物：15年～50年 動産：4年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め制定した償却・引当基準により、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 役員賞与引当金</p> <hr/>	<p>(2) 役員賞与引当金</p> <hr/>	<p>(2) 役員賞与引当金</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は55百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>同左</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(4) 役員退職慰労引当金 —————	(4) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の 支払に備えるため、役員 に対する退職慰労金の支 給見積額のうち、当中間 会計期間末までに発生し ていると認められる額を 役員退職慰労引当金とし て計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金 は、支出時に費用処理を しておりましたが、「租 税特別措置法上の準備金 及び特別法上の引当金又 は準備金並びに役員退職 慰労引当金等に関する監 査上の取扱い」(日本公 認会計士協会監査・保証 実務委員会報告第42号平 成19年4月13日。以下 「監査・保証実務委員会 報告第42号」という。)が 平成19年4月1日以後開 始する事業年度から適用 されること及び実務慣行 を踏まえ、当中間会計期 間から役員退職慰労引当 金を計上しております。こ れにより、従来の方法に 比べ、営業経費は139百 万円減少、特別損失は54 3百万円増加し、経常利益 は139百万円増加、税引 前中間純利益は404百万 円減少しております。	(4) 役員退職慰労引当金 —————

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 _____	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 利益計上した睡眠預金について預金者への払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。 (会計方針の変更) 従来、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、払戻時に費用処理をしておりましたが、監査・保証実務委員会報告第42号が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は27百万円減少、特別損失は336百万円増加し、経常利益は27百万円増加、税引前中間純利益は308百万円減少しております。	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 _____
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建の資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から8年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,218百万円(税効果額控除前)であります。</p> <p>また、一部の資産・負債については、包括ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から8年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は529百万円(税効果額控除前)であります。</p> <p>また、一部の資産・負債については、包括ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から8年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は828百万円(税効果額控除前)であります。</p> <p>また、一部の資産・負債については、包括ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
9 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は244,633百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>		<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は258,202百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>
	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年 4月28日)により改正され、平成18年 4月 1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1)「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「行員退職給与基金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2)繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益として「その他資産」及び「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式総額 892百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及びその他の証券に合計64,651百万円含まれております。 使用貸借又は貸借契約により貸し付けている有価証券は該当ありません。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,989百万円、延滞債権額は53,877百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は56百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 911百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計100,181百万円含まれております。 使用貸借又は貸借契約により貸し付けている有価証券は該当ありません。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,000百万円、延滞債権額は62,546百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は168百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 904百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及びその他の証券に合計106,975百万円含まれております。 使用貸借又は貸借契約により貸し付けている有価証券は該当ありません。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は644百万円、延滞債権額は53,342百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は144百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は24,005百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は79,929百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は25,678百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 100,230百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 4,324百万円</p> <p>債券貸借取引受入担保金 12,605百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保等として、有価証券50,687百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は678百万円であります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,126百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は85,842百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は22,627百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 81,907百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 5,839百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保等として、有価証券51,117百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は740百万円であります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,253百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は76,385百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は27,894百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 81,693百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 11,645百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保等として、有価証券50,795百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は663百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、総合口座における当座貸越の融資未実行残高400,285百万円を含め、971,479百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが961,839百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて預金・不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、総合口座における当座貸越の融資未実行残高415,671百万円を含め、1,000,416百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが980,803百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて預金・不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、総合口座における当座貸越の融資未実行残高411,108百万円を含め、1,002,317百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが985,790百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて預金・不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額</p>
<p>35,170百万円</p>	<p>33,580百万円</p>	<p>34,980百万円</p>
<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 5,099百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 4,927百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 5,099百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>
<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金17,000百万円が含まれております。</p>	<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金17,000百万円が含まれております。</p>	<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金17,000百万円が含まれております。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※13 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正、不整形地補正等の合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>※13 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正、不整形地補正等の合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>※13 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正、不整形地補正等の合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,397百万円</p>
<p>※15 _____</p> <p>16 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 460百万円</p>	<p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は18,364百万円であります。</p> <p>16 _____</p>	<p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は19,239百万円であります。</p> <p>16 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 460百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="159 331 478 398"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>639百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>257百万円</td> </tr> </table> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額543百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	639百万円	その他	257百万円	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="582 331 901 398"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>670百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>582百万円</td> </tr> </table> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額2,953百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	670百万円	無形固定資産	582百万円	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="1003 331 1323 398"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>1,321百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>491百万円</td> </tr> </table> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額3,053百万円及び延滞債権等を売却したことによる損失1,247百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	1,321百万円	無形固定資産	491百万円
建物・動産	639百万円													
その他	257百万円													
有形固定資産	670百万円													
無形固定資産	582百万円													
有形固定資産	1,321百万円													
無形固定資産	491百万円													

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	566	44	4	606	(注) 1, 2
合計	566	44	4	606	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加44千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少4千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

II 当中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	652	61	8	704	(注) 1, 2
合計	652	61	8	704	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加61千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少8千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

III 前事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	566	95	9	652	(注) 1, 2
合計	566	95	9	652	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加95千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少9千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																											
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>2,260百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,260百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,315百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,315百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>945百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>945百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>395百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>550百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>945百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当中間会計期間の支払リース料 <table> <tr><td>251百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額 251百万円 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	動産	2,260百万円	その他	100百万円	合計	2,260百万円	動産	1,315百万円	その他	100百万円	合計	1,315百万円	動産	945百万円	その他	100百万円	合計	945百万円	1年内	395百万円	1年超	550百万円	合計	945百万円	251百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>2,060百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,060百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,010百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,010百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,049百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,049百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>382百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>667百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,049百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当中間会計期間の支払リース料 <table> <tr><td>207百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額 207百万円 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	動産	2,060百万円	その他	100百万円	合計	2,060百万円	動産	1,010百万円	その他	100百万円	合計	1,010百万円	動産	1,049百万円	その他	100百万円	合計	1,049百万円	1年内	382百万円	1年超	667百万円	合計	1,049百万円	207百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>2,189百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,189百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,193百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,193百万円</td></tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>995百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>995百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>393百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>602百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>995百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当期の支払リース料 <table> <tr><td>497百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額 497百万円 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	動産	2,189百万円	その他	100百万円	合計	2,189百万円	動産	1,193百万円	その他	100百万円	合計	1,193百万円	動産	995百万円	その他	100百万円	合計	995百万円	1年内	393百万円	1年超	602百万円	合計	995百万円	497百万円
動産	2,260百万円																																																																												
その他	100百万円																																																																												
合計	2,260百万円																																																																												
動産	1,315百万円																																																																												
その他	100百万円																																																																												
合計	1,315百万円																																																																												
動産	945百万円																																																																												
その他	100百万円																																																																												
合計	945百万円																																																																												
1年内	395百万円																																																																												
1年超	550百万円																																																																												
合計	945百万円																																																																												
251百万円																																																																													
動産	2,060百万円																																																																												
その他	100百万円																																																																												
合計	2,060百万円																																																																												
動産	1,010百万円																																																																												
その他	100百万円																																																																												
合計	1,010百万円																																																																												
動産	1,049百万円																																																																												
その他	100百万円																																																																												
合計	1,049百万円																																																																												
1年内	382百万円																																																																												
1年超	667百万円																																																																												
合計	1,049百万円																																																																												
207百万円																																																																													
動産	2,189百万円																																																																												
その他	100百万円																																																																												
合計	2,189百万円																																																																												
動産	1,193百万円																																																																												
その他	100百万円																																																																												
合計	1,193百万円																																																																												
動産	995百万円																																																																												
その他	100百万円																																																																												
合計	995百万円																																																																												
1年内	393百万円																																																																												
1年超	602百万円																																																																												
合計	995百万円																																																																												
497百万円																																																																													
<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>10百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>12百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>22百万円</td></tr> </table> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	1年内	10百万円	1年超	12百万円	合計	22百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>10百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>12百万円</td></tr> </table> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	1年内	10百万円	1年超	1百万円	合計	12百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>10百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>7百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>17百万円</td></tr> </table> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	1年内	10百万円	1年超	7百万円	合計	17百万円																																																									
1年内	10百万円																																																																												
1年超	12百万円																																																																												
合計	22百万円																																																																												
1年内	10百万円																																																																												
1年超	1百万円																																																																												
合計	12百万円																																																																												
1年内	10百万円																																																																												
1年超	7百万円																																																																												
合計	17百万円																																																																												

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間会計期間末(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

III 前事業年度末(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

[前へ](#)

(2) 【その他】

中間配当

平成19年11月15日開催の取締役会において、第193期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 911百万円

1株当たりの中間配当金 3円50銭

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 (第192期) (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

平成19年6月27日 関東財務局長に提出。

(2) 訂正発行登録書

平成18年7月31日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書であります。

平成19年6月27日 関東財務局長に提出。

(3) 訂正発行登録書

平成18年7月31日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書であります。

平成19年12月21日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

株式会社百五銀行
取締役会御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 永田昭夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 木造眞博
業務執行社員

五十鈴監査法人

指定社員 公認会計士 山下義夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山中利之
業務執行社員

私どもは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社百五銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私どもに中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。私どもは、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社百五銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

株式会社百五銀行
取締役会御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 永田昭夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木造眞博

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中谷敏久

五十鈴監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山中利之

指定社員
業務執行社員 公認会計士 前野紘一

私たち監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社百五銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たち監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たち監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。私たち監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社百五銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

株式会社百五銀行
取締役会御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 永田昭夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 木造眞博
業務執行社員

五十鈴監査法人

指定社員 公認会計士 山下義夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山中利之
業務執行社員

私どもは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社百五銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第192期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私どもに中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。私どもは、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社百五銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

株式会社百五銀行
取締役会御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 永田 昭夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木造 眞博

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中谷 敏久

五十鈴監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山中 利之

指定社員
業務執行社員 公認会計士 前野 紘一

私たち監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社百五銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第193期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たち監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たち監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。私たち監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社百五銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。